

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan



中国商標法11条と商標登録禁止標章



第27回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から、商標登録禁止標章について定めた11条を取り上げるとともに関連する事件を紹介する。

1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から登録要件について定めた9条、外国の国名等と同一または類似するものの登録を認めないことを定めた10条1項2号について紹介した。今回は、商標登録禁止標章について定めた11条について解説し、漢字商標、英文字商標それぞれの識別性に関連する近時の事例を取り上げる。

2. 中国商標法11条

「次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

(1) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。

(2) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量およびその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。

(3) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ、容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる」

改正前後において本条の規定内容に変更はほとんどない。

3. 商標無効宣告請求行政紛争事件((2017)京行終2078号)

(1) 事件の経緯

湖北周黒鴨企業発展有限公司(原告)は2013年10月22日、国家工商行政管理総局商標局(以下、商標局)に係争商標を出願し、2015年1月14日に商標権を取得した。

2015年11月12日、武漢零点綠色食品株式有限公司(第三者)は国家工商行政管理総局商標評審委員会(以下、商評委)に、係争商標が商標法11条に違反することを理由に無効宣告を請求した。

商評委は、係争商標の「鎖鮮」は商品の包装技術や品質などの特徴を直接的に示したにすぎないため、商品の自己識別機能を発揮できず、また、その他の顕著な特徴も有していないことから、11条1項2号、同3号の規定に違反するとして、無効の判断を下した。

原告は上記審決を不服とし、北京知財財産権法院に提訴した。

(2) 争点

「鎖鮮」は商品の品質などを直接的に示したものに当たるか。商標法11条1項に規定する「その他の顕著な特徴に欠ける」ものに該当するか。

(3) 一審の判断

商評委の前記審決が成立し得るかど

当事者および係争商標

人民法院：北京市高級人民法院
判決日：2017年6月27日

【当事者】

原告(被控訴人)：湖北周黒鴨企業発展有限公司
被告(控訴人)：商標評審委員会(商評委)
第三者：武漢零点綠色食品株式有限公司

【係争商標】

登録番号：13403629
出願日：2013年10月22日
公告日：2014年10月13日
登録査定日：2015年1月14日
区分：第29類



うかを判断するには、(A)「鎖鮮」という包装技術の存在、もしくは、(B)特定の包装技術が関連公衆に「鎖鮮」と呼ばれていることの確認が必要になる。そして、その包装技術が、(A)か(B)かを問わず、係争商標の出願日の前に既に(A)または(B)に該当していなければ、前記無効の審決が成立し得るとは判断できない。

しかし、第三者が提出した報告書は、係争商標の出願日前に食品業界において広く使用されている「鎖鮮」という包装技術の存在を証明できていない。また、「鎖鮮」は中国語の一般的な語でもない。

よって、肉類の商品において「鎖鮮」は、当該商品の包装技術および品質を直接表示したものではない。

商標法11条の規定は、商品自体を表示する場合に限っており、商品の包装に関するものではない。それに加え、食品業界において「鎖鮮」という定着した包装技術があったとしても、係争商標の登録により、その他の者が当該技術を使用できなくなるわけでもなく、また、当該技術を示したり、説明したりする際に「鎖鮮」を使用できなくなるわけでもない。商標「鎖鮮」の権利者は、それらの正当な使用を容認すべきである。

(4) 二審の判断

「最高人民法院による商標権付与・

権利確定に係わる行政案件審理における若干問題に関する解釈」7条は、次の旨を規定している。

・ 人民法院は、係争商標の顕著な特徴について審査する場合、商標の指定商品に関連する公衆の一般的な認識によって、その商標が全体的に顕著な特徴を有しているか否かを判断しなければならない。

・ 標章に含まれる記述的な要素は顕著性に影響しない。ただし、記述的要素が独特の方法で表現されており、関連公衆がその商品の出所を識別することができれば、顕著な特徴を有するものと判断されるべきである。

また同司法解釈11条によると、商標の標章が、単に使用された商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量、産地などを説明している場合、人民法院は、それが商標法11条1項に規定された類型に該当すると認定しなければならない。ただし、商標の標章あるいはその構成要素が、商品の特徴を暗示しているものであって、商品の自他識別機能に影響しない場合は、この規定に該当しない。

直接的に商品を示す標章の該当性は以下の2つの観点から判断する。

第1に、関連公衆がある商標を見たとき、想像力を発揮せずにそれが関連商品・サービスに対する表示であると判断できる場合、商標は直接的に示すものである。一方、ある程度の推定、

解釈、説明、想像を経て初めて、その商標と商品・サービスの特徴とが対応付けられるような場合は、直接的に示したものに該当せず、いわゆる「暗示的標章」となる。そのような商標の顕著性は低いが、商標法上の顕著性に対する最低限の要求を満たし得る。

第2に、同業者が特徴を表現するときに頻繁に使用するものか否かという観点から判断する。例えば、ある商標が、その分野の商品・サービスの機能、用途、特徴を表現するときに同業者によって頻繁に使用されている場合、当該商標は直接的に示す標識となる。

暗示的標章が顕著な特徴をもっているというのは、関連する公衆が最終的に当該標章を、商品・サービスの特徴を説明するものであると認識するまでの過程において、ある程度の推定、解釈、説明、想像力を必要とするため、商品・サービスの出所を識別することができるということである。さらに、このような暗示的標章は、同業者が商品・サービスを表現する際に頻繁に使用する標章ではないため、同業者の正当な使用を妨げない。

係争商標の「鎖鮮」という言葉は、中国語の一般的な語ではなく、「新鮮さを閉じ込める」ことを意味している。肉や家禽肉、塩干シアヒル^{かきん}などの商品に使用される場合、上記の商品がより新鮮であるという品質への希求であり、商品そのものの特徴とは直接的に

関連していない。

関連公衆は、「鎖鮮」という言葉を見たとき、ある程度の推定や想像を介することによって、その言葉を肉などの商品に対して、高品質という商品選択基準と対応付けることができる。そのため、「鎖鮮」は商品の品質または他の特徴を直接的に表示したものではなく、商品の出所を示す役割を果たすことができ、商標法11条1項の規定に違反しない。

「鎖鮮」の文字は、冷凍技術、真空保存などのさまざまな技術分野において使用されているが、それらは異なる内容を指している。食品包装の重要な目的の一つは、食品の新鮮さを保証することであり、この目的を実現するための技術的手段を全て「鎖鮮」と呼ぶものではない。

「鎖鮮」は、商品の品質などの特徴を直接表現しておらず、食品業界で通常用いられている包装技術や冷凍技術の名称でもないので、商標法11条1項の「その他の顕著な特徴に欠けるもの」にも該当しない。「鎖鮮」は、同業者によって商品の特徴を説明する際に頻繁に使われる直接的な表現ではないため、関連商品の表現において大きな選択の余地を有しており、「鎖鮮」について商標登録をしたとしても、同業者の合法的な権益に影響を及ぼすことはない。

4. 商標権無効審決取消訴訟事件 《(2018)京行終5666号》

(1) 事件の経緯

北京百越索貿易有限公司(原告)は、2014年10月27日に、第28類において「reborn doll」の商標(以下、係争商標)を商標局に出願し、2015年12月14日に商標権を取得した。一方、天語玩具礼品有限公司(以下、天語公司)は、係争商標に無効請求を行い、商評委は、2017年2月24日に、係争商標に対して無効審決を下した。原告は、審決を不服として北京知的財産権法院へ提訴した。

(2) 争点

係争商標は、商品の通用名称か。通用名称である場合、原告の使用により顕著な特徴を有するものになったか。

(3) 一審の判断

係争商標は、指定した「玩具、人形」などにおいて、特徴を直接的に表示したものにすぎず、顕著性を有しない。また、原告が提出した証拠は、係争商標が使用を通じて顕著な特徴を有するようになったことを証明できていない。

提示された証拠は、係争商標が人形および関連商品の通用名称であることを証明できないため、商標法11条1項に違反するとの商評委の認定は誤りである。また、係争商標は、指定商品「遊戯道具」や「クリスマスツリー装

飾用品」などの商品との関係では、商品の特徴を直接表示したものではないため、顕著な特徴を有する。

(4) 二審の判断

「最高人民法院による商標権付与・権利確定に係わる行政案件審理における若干問題に関する解釈」10条は、次の旨を規定している。

「係争商標が法定の商品名または人々の間に定着した商品名に該当する場合、人民法院は、それを商標法11条1項1号に規定されている通用名称として認定しなければならない。

法律の規定または国家標準、業界標準において商品の共通の名称に該当するものは、通用名称として認定しなければならない。関連する公衆により、あ

当事者および係争商標

人民法院：北京市高級人民法院
判決日：2018年12月21日

【当事者】

原告(被控訴人)：北京百越索貿易有限公司
被告(控訴人)：商標評審委員会(商評委)
第三者：天語玩具礼品有限公司

【係争商標】

登録番号：15581143
出願日：2014年10月27日
公告日：2015年9月13日
登録査定日：2015年12月14日
区分：第28類

reborn doll

る名称をもってその商品を指すことができる」と認識され得る場合、それを通用名称として認定しなければならない。

ある名称が専門書や辞書などにより、商品名として掲載されている事実は、通用名称を判断するときの参考になる。人々の間に定着した商品名を判断するときには、全国的な範囲で関連公衆の通常認識を基準とすべきである。人民法院は、歴史、伝統、風習、地理、環境などの要因によって形成された関連市場において定着した商品については、その関連市場で用いられる名称を、通用名称として認定することができる。

登録商標が一部の地域内において定着した商品名であることを、商標出願人が知っているまたは知るべきである場合、人民法院は、その商標を通用名称と判断することができる」

本件において天語会社が提出した証拠によると、「reborn baby」および「reborn doll」は、生後間もない子どもに似た欧米発祥の玩具であり、中国語訳は「重生嬰兒」「重生娃娃」（注：生まれ変わった赤ちゃんを意味する）などとされている。多数のブランドで「reborn doll」商品は販売されており、これを一つの商品ジャンルとする通販サイトもある。しかし、提出された証拠は、「reborn doll」という語が既に国内消費者に広く知られていることを証明していない。

「reborn doll」は英語なので、これが通用名称であるか否かを判断するときは、国外での発展の経緯および関連業界における使用状況等を検討すべきである。また、原告は、玩具を取り扱う会社として、「reborn doll」の起源や玩具業界における使用状況を認識しているはずである。

以上のことから「reborn doll」は玩具類商品の一種の通用名称と認定でき、玩具類商品を指定する場合、顕著性を有しない。遊戯器具は玩具の上位的な概念であるから、係争商標は遊戯器具においても顕著性を有しない。

(5) コメント

中国商標法11条該当性を判断する際は、以下の点に注意すべきである。

第1に、商標の顕著性の判断は、指定商品が関連する公衆の一般的な認識に基づいて、行わなければならない。

第2に、商品の品質等の特徴を直接

表示したにすぎない商標は、関連公衆が想像力を使わずに商品・サービスを識別できるものまたは同業者の間で定着した名称である場合、商標として登録できない。

第3に、暗示的標章の顕著性は弱いものの、顕著性があると認められる。

第4に、商標が外国語から訳されたものである場合、外国における発祥・発展の経緯および関連業界での使用状況も考慮材料となる。

外来語ではない新語等の場合、商標上の顕著性を有し、同業者の正当な使用に影響しないのであれば、商標として登録できる可能性がある。

5. おわりに

本稿では、中国商標法11条の規定について解説するとともに関連する事件を紹介した。次回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士
早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。
世界知的所有権機関(WIPO)(スイス、ジュネーブ)で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-2 モリイチビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士
1996~2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」(発明協会)共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会)翻訳。
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室 quanxz@longanlaw.com